

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告示	〇福島県議会定例会を招集する件 〇県外の区域から物品の移入を禁止する件を廃止する件 〇土地収用法により事業の認定をし	五〇二 五〇三 五〇三
公告	〇道路の区域を変更する件 〇落札者を決定した件二件	五〇三 五〇四
正 誤	〇平成二十二年七月十三日付け第二千百九十七号中	五〇四

告 示

福島県告示第五百六十五号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第一百一条第一項の規定により、福島県議
 会定例会を平成二十二年九月十六日福島市に招集する。
 平成二十二年九月三日

福島県知事 佐藤雄平
 (総務課)

福島県告示第五百六十六号
 次に掲げる告示は、廃止する。
 平成二十二年九月三日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 県外の区域から物品の移入を禁止する件(平成二十二年福島県告示第五百二十四号)
- 二 県外の区域から物品の移入を禁止する件(平成二十二年福島県告示第五百二十二号)
(畜産課)

福島県告示第五百六十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定

により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
 平成二十二年九月三日

福島県知事 佐藤雄平

一 起業者の名称

社会福祉法人 心愛会

二 事業の種類

小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活援助事業所(仮称)ハ一
 モニ猪苗代施設整備事業

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

収用の部分 福島県耶麻郡猪苗代町字城南地内
 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活援助事業所(仮称)ハ一
 モニ猪苗代施設整備事業(以下「本件事業」という。)は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)による社会福祉事業の用に供する施設に関する事業であることから、法第三条第二十三号に掲げる事業に該当する。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、本件事業について理事会の承認を受けていること、福島県内において複数の同種施設の運営実績があること及び猪苗代町において本件事業に係る補助金の予算措置を講じていることから、本件事業を施行する意思と能力を有すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益
 猪苗代町は、平成二十二年四月一日現在、高齢化率が三十一・一パーセントと、福島県平均の二十四・九パーセントと比較して非常に高い状況であり、今後も上昇することが予想されている。

また、要介護認定者や認知症高齢者についても増加が見込まれているところである。
 本件事業は、猪苗代町の第五次猪苗代町高齢者福祉計画及び第四次猪苗代町介護保険事業計画に基づき、既に介護サービス拠点が整備されている地域を除いた地域において、「通い」を中心として、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたながら介護サービスを行う小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症高齢者に対し、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で介護サービスを行う認知症対応型共同生活援助事業所を整備するものである。

本件事業の施行により、高齢化が進む猪苗代町において、要介護認定者や認知症高齢者が、住み慣れた地域において安心して生活を継続するための拠点施設を整備することができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 失われる利益

起業者が任意で行った調査によると、起業地内において、希少動植物であるオオアカバナの生育が確認されたが、福島県生活環境部環境共生総室自然保護課の指導に基づき既に移植済みである。

また、猪苗代町教育委員会より、起業地は埋蔵文化財包蔵地ではないとの意見をj得ている。

(三) 事業計画の合理性

起業地の選定にあたっては、猪苗代町内の三つの候補地について比較検討が行われており、経済的、機能的観点から総合的に勘案すると、本起業地が最も合理的であると認められる。

また、施設の配置や構造等について適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理性があると認められる。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3の(一)で述べたように、猪苗代町は、平成二十二年四月一日現在、高齢化率が三十一・一パーセントと、福島県平均の二十四・九パーセントと比較して非常に高い状況であり、今後とも上昇することが予想されている。

また、要介護認定者や認知症高齢者についても増加が見込まれているところである。

このような状況の中、猪苗代町は、第五次猪苗代町高齢者福祉計画及び第四次猪苗代町介護保険事業計画において、平成二十二年度に小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活援助事業所を整備することを計画している。

(二) 起業地の範囲及び取用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、起業地は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、取用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を取用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断され

五 起業地を表示する図面の長期縦覧の場所
猪苗代町役場保健福祉課

(土木総務課用地室)

福島県告示第五百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十二年九月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月三日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一二号	喜多方市熱塩加納町大字熱塩字西沢山丙二一三四番一地从先から	変更前	C 一〇・五 二八九・〇	八、五〇〇・〇
	喜多方市熱塩加納町大字熱塩字西沢山丙二一三四番一地从先から	変更後	C 一〇・五 一八三・〇	八、〇八〇・九
同	喜多方市熱塩加納町大字熱塩字西沢山丙二一三四番一地从先から	変更前	F 一一・五 一三五・〇	二、三三四・六
	喜多方市熱塩加納町大字熱塩字西沢山丙二一三四番一地从先から	変更後	F 一一・五 二八九・〇	二、七五三・七

○番地先から 同 市熱塩加納町大字熱塩字西沢山西二二三四番一地主先まじ			
--	--	--	--

(須塩詰画鑑)

公 告

公告第326号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成22年 9 月 3 日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
高分解能ガスクロマトグラフ質量分析装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成22年 8 月 6 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額
52,185,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成22年 6 月25日

(入札用度課)

公告第327号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成22年 9 月 3 日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
凍結防止剤散布車（3t級） 3台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成22年 8 月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
T C M販売株式会社 大阪府大阪市西区京町堀一丁目15番10号
- 5 落札金額
46,620,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成22年 6 月25日

(入札用度課)

正 誤

ペーシ	誤	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十二年七月十三日付け第二千九百九十七号中（原稿誤り）

四四五	上	四	聴取した	送られた
-----	---	---	------	------